

平成二四年三月二十三日（金）

## 衆議院財務金融委員会

## 速記録（議事速報）

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございます。

私は保険業法に非常に思い入れがありまして、私ごとになりますけれども、少し古い話ですが、二十年余り前に、当時、まだ金融庁が発足していない、大蔵省に銀行局があった時代ですが、その銀行局の保険部保険第一課の総括課長補佐を務めたことがあります。

まさに生損保の両方の保険業界を監督するところでありまして、銀行局に保険部というのがあり、その保険部の、二つ、第一課、第二課というのがありまして、第一課が総括課と生保を担当、第二課が損保を担当、その第一課の総括課長補佐というところで、生損保、主に生保を担当しております。

当時は三つ課題がありました、一つは生保と損保の間の業際問題、それから二番目がいわゆる所

得課税における保険控除の話、それから三番目が郵政省が担当しております簡保との競合の問題。これが当時の大きな三つの課題でありまして、第一の課題は、生保と損保の業際問題は、銀行局保険部の中で解決できる問題、第二の税制の問題は大蔵省の主税局と銀行局保険部との関係、最後の簡保の話は、郵政省、他省との業際問題、こういうことになるわけです。

当時は、そういうことで、それなりに私も大変忙しい毎日を過ごしましたけれども、今や時代が大きく変わりまして、まさに国際化がどんどん進んでいるということでありまして。この国際化の進展の中におきまして、今回の保険業法の改正というのは、かなり前向きにそれに対応をするという姿勢が見られますので、私としては、また新党きづなとしては、基本的にこの保険業法の改正には賛成という立場であります。

ということと御安心をいただきたいんですが、一つ気がかりなことがあります。と申しますのは、生命保険契約者保護機構に対する政府補助規定の期限延長、五年間延長ということが出ているわけですが、このことについてちょっとお尋ねをしたと思います。

まず第一に、政府補助規定の期限延長がなぜ必要なのでしょう、これをお答え願いたいと思います。

○中塚副大臣 今回、五年間の延長をお願いしておるわけなのでありますけれども、前回の改正、平成二十年ですけれども、リーマン・ショックがございまして、その際に、国際的な金融資本市場

の混乱等に対応すると。その当時、経済の安定には三年程度必要だというふうに考えられておったところがございます。当時の麻生総理大臣の所信表明演説の中に「日本経済は全治三年」という言葉があったということで、三年間の延長ということでありました。

今般、昨今の金融経済情勢につきましては、まだリーマン・ショックの影響もございます。それから、東日本大震災の影響もございます。それから、やはり欧州の債務危機等に端を発しまして、世界的に、世界金融市場の混乱が続いているという状況にあるということでございます。

特にこの債務危機問題ですけれども、国家の信頼が揺らいでいるという意味において、今までよりはその混乱の収束に長期間かかるのではないかと、長目の期間かかるのではないかと、そのように考えまして、五年間の延長をお願いしておるところでございます。

○豊田委員 去年の十二月でしたか、自見大臣の方からだと思いますが、同じような御説明がありました。私自身は、それも一つの理由であるかなと思うんですけれども、再度お尋ねしたいのは、三年が今年五年ということになりましたけれども、その五年の根拠をもう一度、少し詳しくお話しただければ。ただ、単なる、三年だから二年延ばして五年ぐらいかというようなことかもしれませんけれども。副大臣、よろしくお願います。

○中塚副大臣 三年、五年ということでありまして、まず一つは、やはりリーマン・ショックの影響というものがまだまだ尾を引いているという認

識にあるということでありませぬ。

それから、あともう一つは、先ほど申し上げましたけれども、この欧州の債務危機問題でありませぬが、私どもも日夜、この件については注意深く監視をしておるところなのであります。ギリシヤの問題も、どうやら何となく一服感があるわけなのでありますけれども、それこそマーケットでは、次はどこかみたいな話も出てくるということであつて、この債務危機問題は、まだまだ抜本的な解決には至っていないのではないかと、そういうふうに考えております。

そういつたことも踏まえまして、さらには、やはり東日本大震災の影響もございませぬ。今回もたぐさんの保険金が支払われたといったようなこともございませぬ、従来は三年でお願いしておつたわけでありませぬが、今回は五年でお願いをさせていただいております。

○豊田委員 御説明はそれなりにごもつともだと思つていただいても、ちよつと五年というのも長いような気も私としてはしております。

幸いにしまして、この政府補助規定は今まで一度も発動されていませぬ。これはそれなりに、事前に、そこまできかない段階で、金融庁なり監督当局がきちつと対応されたということだと私は思ひます。それは評価するんですけれども、やはりこういうものが三年から五年とか、余り長いスパンで、政府が最後は面倒を見ますよということは、ある意味ではマーケットに安心感を与え、業界にも安心感を与えるのかもしれないが、裏を返せば、逆に親方日の丸ということで、何か業界なり、ある

いは契約者の人も含めてですけれども、自助努力というのか、そういうものがどうしても欠如していかんじやないか。

だから、こういう裏腹の関係が、五年というのはちよつと私は長いんじゃないかなという感じが個人的にはしていませぬ。ただ、震災もあり、かなり今の経済状況は厳しいということで、五年というところで業界なり契約者の人に安心してもらつたうのも一つの見方かもしれませぬが。

今後、ぜひ金融庁の方に運用面で配慮をお願いしたいんですが、こういう政府補助というのは、あくまで最後のセーフティネットであつて、これがあるから何でも大丈夫だよというような感じで、その業界なり契約者の人たちが、そういう安易な態度なりということにならないように、常々金融庁としては厳しい監督を続けていただきたい、こういう政府補助のシステムを使わなくて済むように今後も努力をしていただきたいと思ひます。

あと二分ありますので、自見大臣、二分間でお答えを願ひます。

○海江田委員長 手短にお願ひ申し上げます。

○自見国務大臣 二十年前に豊田議員が、まさに当時の大蔵省で生損保の責任者、課長補佐というのは第一線でございますから、やつていただいたということ、大変うんちくのある、御示唆ある御意見をいただきました。

確かに、ラストリゾートといひますか、最後の安心として国家というのには必要でございますし、この東日本大震災、千年に一遍のような津波も来たわけでございます。

そういつた中、同時に、これはみんな、基本的には民間の企業でございますから、やはり金融規律を持つて、きちつと民間企業としての活力を持つてやつていただくということも大変大事でございますので、そこら辺は、豊田先生はよくおわかりでございますけれども、きちつと、両方ならみながら、バランスをとりながら、しつかり、やはり契約された方々の安心のためにも指導してまいりたいというふうに思ひしております。

○豊田委員 以上で質問を終わります。